

調布市

商工会報

平成31年2月1日発行
発行：調布市商工会
〒182-0026
東京都調布市小島町2-36-21
TEL.042-485-2214 FAX 042-485-9951
編集：広報委員会
URL: <https://www.chofusci.com/>

お も な 記 事

- P1 ● 確定申告改正点
- P2 ● e-Tax制度について
- P3 ● 資金繰りは商工会へGO!
- P4 ● マイナンバー制度・
無料相談会のご案内他

今年も所得税及び復興特別所得税・消費税(個人)の申告の季節になりました。
商工会では、確定申告の期間中、個人事業者の方向けに決算と確定申告の指導会を開催しております。
所得税及び復興特別所得税の申告期間は、2月18日(月)から3月15日(金)まで、消費税(個人)は4月1日(月)までとなっております。
どうぞお気軽にご利用下さい。(無料)

所得税及び復興特別所得税・消費税 決算・確定申告指導会

開催日／2月18日(月)～3月15日(金)
受付／午前10時～11時30分 午後1時～ 3時30分
※上記期間は税理士による個別相談を実施しております。

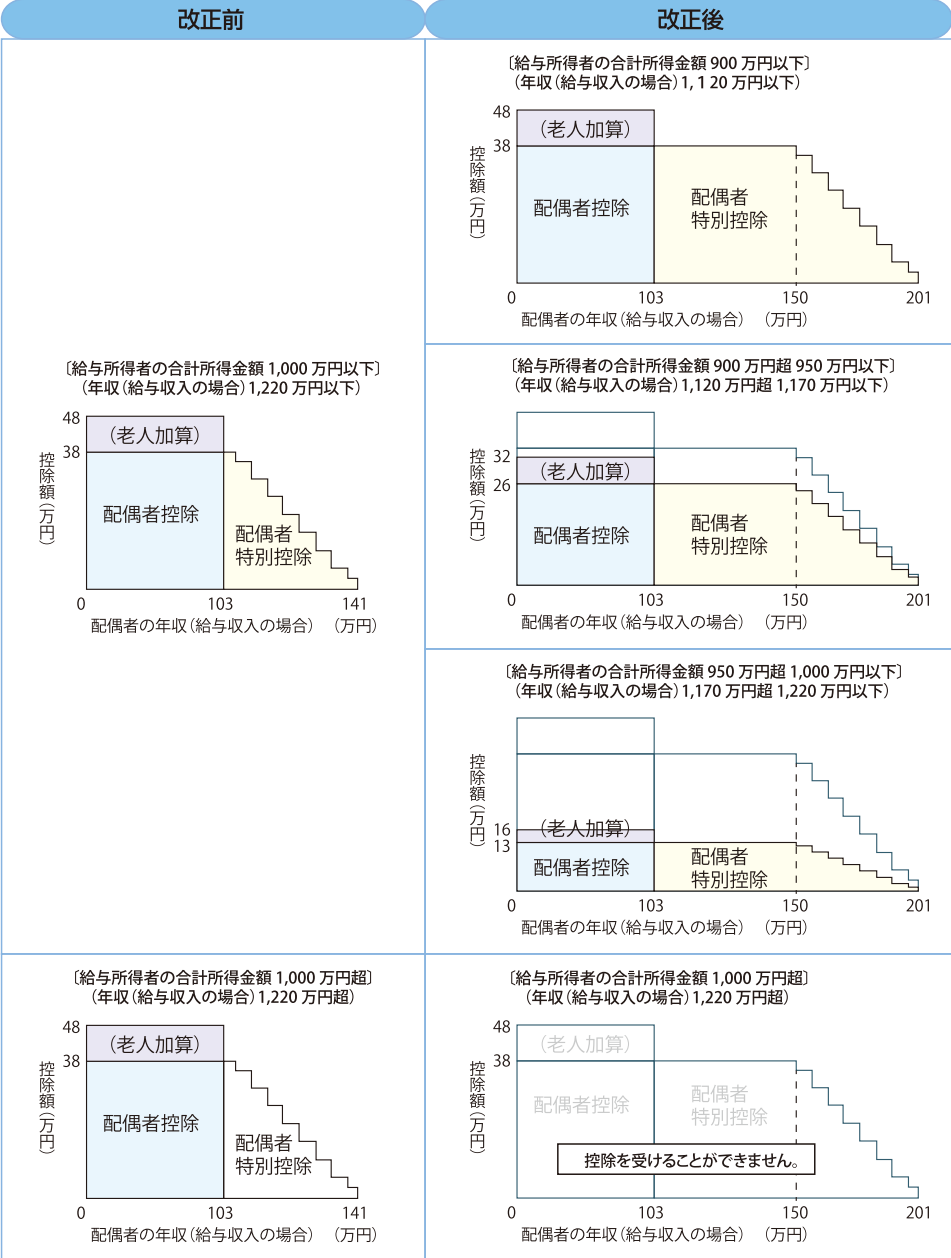
夜間指導会
開催日／3月6日(水)・7日(木)
受付／午後6時～午後7時30分

平成30年分確定申告の主な改正点について

配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

- ① 配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与と所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました(改正前：給与と所得者の合計所得金額の制限無)。
- ② 配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました(改正前：38万円超76万円未満)。

《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額のイメージ》



- 決算確定申告指導会に
お越しの方へのお願い
- 自書申告が推進されています。指導会をスムーズに行うためにも、ご自分でご記入できることは事前にご記入の上ご来会下さい。

○申告期限間際は大変混み合うことが予想されます。お早めにお出かけ下さい。

○駐車場はありません。公共交通機関をご利用いただくか、民間駐車場をご利用下さい。

調布市商工会はe-Taxの利用を推進しています。
また、国税庁のホームページ内にある『確定申告書等作成コーナー』から確定申告書等の作成ができますので、ご利用ください。

- ～確定申告に必要な書類～
お出かけ前に今一度ご確認ください!
- ☐ 決算書、確定申告書用紙一式
(税務署から郵送されたもの)

☐ 平成30年分各帳簿、月別集計表、
棚卸表

☐ 平成29年分確定申告書、
決算書の控え、集計表

☐ 社会保険料の支払額(国民健康保険料、
介護保険料、国民年金保険料等)

☐ 小規模企業共済掛金等控除証明書

☐ 生命保険料控除証明書
(一般用・個人年金用・介護医療用)

☐ 地震保険料控除証明書

☐ 事業収入以外に収入がある場合の関係書
類(給与所得・公的年金等の源泉徴収票・
株式譲渡関係他)

☐ 配偶者の所得がわかるもの(源泉徴収票
等。配偶者控除等を受ける方)

☐ 医療費の明細書
(医療費控除を受ける方)

☐ 特定寄付金の領収書等
(寄付金控除等を受ける方)

☐ 住宅取得控除等の明細書
(住宅借入金等特別控除を受ける方)

☐ 印鑑・電卓など

☐ 顔写真付きマイナンバーカード両面印刷又
は、通知カードと身元確認書類の印刷(※
P4参照)

所得税 復興特別所得税 消費税 決算確定申告 ご相談は商工会へ!

扶養親族等の数の算定方法の変更

給与等を支払う際に源泉徴収する税額は、「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めますが、計算に当たって扶養親族等の数を算定する必要があります。

扶養親族等の数の算定に当たり、配偶者が**源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算**することとされました。

また、**同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算**することとされました。

《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額のイメージ》

改正前		改正後	
控除対象配偶者 (注)2 (注)3	・給与所得者の合計所得金額 ⇒制限無 ・配偶者の合計所得金額 ⇒38 万円以下	同一生計配偶者 (注)2	・給与所得者の合計所得金額 ⇒制限無 ・配偶者の合計所得金額 ⇒38 万円以下
		控除対象配偶者 (注)3	・給与所得者の合計所得金額 ⇒1,000 万円以下 ・配偶者の合計所得金額 ⇒38 万円以下
配偶者特別控除の 対象者	・給与所得者の合計所得金額 ⇒1,000 万円以下 ・配偶者の合計所得金額 ⇒38 万円超 76 万円未満	配偶者特別控除の 対象者	・給与所得者の合計所得金額 ⇒1,000 万円以下 ・配偶者の合計所得金額 ⇒38 万円超 123 万円以下
		源泉控除対象配偶者	・給与所得者の合計所得金額 ⇒900 万円以下 ・配偶者の合計所得金額 ⇒85 万円以下

注)1 上図の対象となる配偶者は、給与所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）に限ります。

注)2 （特別）障害者に該当する場合には、（特別）障害者控除の対象となります。

注)3 控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の配偶者は老人控除対象配偶者となります。



e-Tax

で

らくらく
確定申告

e-Tax ならこんないいこと

- ☆還付金を早く受け取れます。
- ☆税務署に出向くことなく申告などの手続きをすることができます。
- ☆確定申告期間中は 24 時間ご利用できます。
- ☆スマホ・パソコンを使ってかんたんに送信できます。

NEW!!

次の2つがあれば、自宅で簡単 e-Tax

- ◆ID（利用者識別番号）
- ◆パスワード（暗証番号）

※ID とパスワードは税務署で発行しています。（運転免許証などの本人確認書類が必要です。）



国税庁 HP の「確定申告書作成コーナー」にアクセス

「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力するだけで確定申告書が作成できます。

作成したデータを、そのまま e-Tax で送信して確定申告できます。

作成コーナー

武蔵府中税務署（042）362-4711

マイナンバーカード方式による e-Tax は、これまでどおり利用できます。
ID パスワード方式は、暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

無担保・無保証人 商工会長推薦融資

マル経融資

(小規模事業者経営改善資金融資制度)

利子補給制度あり!

※注 利子補給制度の適用は平成30年度中に貸付された融資で当初1年間のみとなります

資金繰り総点検運動実施中!

資金繰り相談は 商工会へGo!

相談無料 秘密厳守!

商工会は行きます 聞きます 提案します

★担保不要! ★保証人不要! ★低金利!

運転資金・機械設備・業務用車両etc・・・の購入資金に!

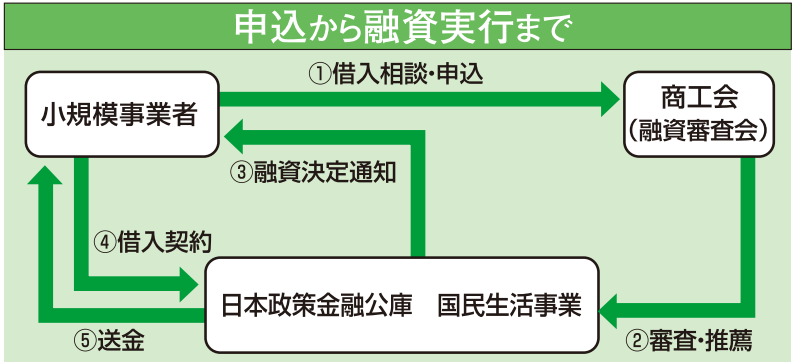
融資対象	常時使用する従業員が 商業・サービス業：5人以下 製造業・その他：20人以下の事業者
融 資 額	2,000万円以内
返済期間	運転資金 7年以内（据置1年以内） 設備資金 10年以内（据置2年以内）
融資利率	年 1.11 %（平成31年1月17日現在） ※最新の金利は商工会にご確認下さい → 当初1年間は利子補給制度があるので 実質 年 0.11 %!
融資機関	日本政策金融公庫 国民生活事業
申込書類	借入推薦依頼書、決算書2期分、所得税等の領収書 または納税証明書、既に利用している借入金明細書、 登記簿謄本、設備資金は見積書、その他

お申し込みの要件

商工会の「経営指導」と「融資の推薦」を受けた方が利用できる制度です。

- ① 商工会の経営指導を受けていること（原則6ヶ月以上）
- ② 所得税、法人税、事業税等の義務納税額をすべて完納していること
- ③ 商工業者であること（最近1年以上事業を行っている事業者。一部非対象業種があります。）

お申し込みは調布市商工会（TEL042-485-2214）まで御連絡ください



その他の金融制度（主なもの）

	融 資 名	融資対象者	資金使途	限度額(万円)	返済期間	利 率	担保・連帯保証人
日本政策金融公庫	普通貸付（マルフ）	ほとんどの業種の中小企業（金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種は除く）	運転	4,800	7年以内	1.16%～2.55% お使いみち、ご返済期間または担保・保証人の有無によって異なる利率が適用されます。	原則として連帯保証人または担保 ただし、不要とする制度もあり
			設備		10年以内		
			特定設備	7,200	20年以内		
東京都	小口資金融資（小口）	従業員が20人（卸・小売・サービス業は5人）以下で保証残高が1,250万円以下の小規模企業者	運転	1,250	7年以内	固定金利、変動金利いずれか選択 【固定金利】1.9%以内～2.5%以内（借入期間等により） 【変動金利】短プラ+0.7%以内	【保証人】 不要 ただし、法人の場合のみ連帯保証人（代表者）必要 東京信用保証協会の保証が必要
	小規模企業融資（小企）	従業員が30人（卸・小売・サービス業は10人）以下の中小企業者	設備	8,000	10年以内	固定金利、変動金利いずれか選択 【固定金利】2.1%以内～2.7%以内（借入期間等により） 【変動金利】短プラ+0.9%以内	【担 保】（小口）は不要 （小企）既存の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が8,000万円超の場合は必要
調布市	普通融資資金	市内に住所（法人は登記上の本店所在地）を有すること、市税を完納していること等	運転	1,500	7年以内	長期プライムレート利率（1.00%） 利子補給あり（融資利率×1／2）	不要 ただし、法人の場合のみ連帯保証人（代表者）必要 東京信用保証協会の信用保証料を市が2分の1補助
			設備		7年以内		
			運動・設備併用	1,800	7年以内		

利率は、平成31年1月17日現在です。詳細につきましては、商工会までお問い合わせ下さい。

毎月第1水曜日 金融相談会 商工会館で開催中

日本政策金融公庫・西武信用金庫・山梨中央銀行・多摩信用金庫の融資担当者による個別相談会です。

相談会に参加を希望される方は、調布市商工会までお申し込み下さい。

持参書類 …個人事業の方は、平成29年・30年の所得税確定申告書・決算書、※借入残高のある方は返済明細書、設備資金の場合は見積書
（コピー可）法人事業の方は、過去2期分の法人税確定申告書・決算報告書、決算後6ヶ月経過の場合は試算表、※借入残高のある方は返済明細書、設備資金の場合は見積書



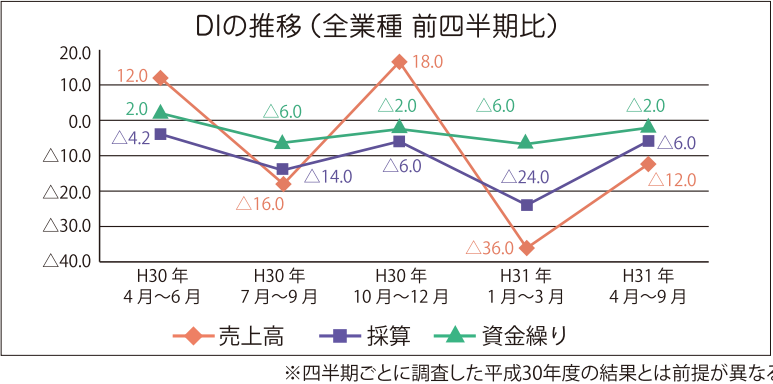
<経営発達支援事業>

地域経済動向調査報告

1. 調査の概要

平成30年度中の各半期末に、市内の商工会会員小規模事業者（製造業4、建設業6、小売業10、飲食業14、サービス業16の計50社）に対し、調査票への記入により実施。

2. 調布市内の小規模事業者DI(全業種)



3. DI調査報告の要旨

上半期の状況 昨年度の下半期と比べ、売上高、採算面で全体として悪化の傾向を示すなか、建設業、サービス業での改善傾向と飲食業、小売業、製造業の悪化傾向は二極化していて、業種間のバラツキがみられる。仕入単価の上昇傾向は厳しい状況が続いている。資金繰り、借入れの面では、目立った変化はない。

下半期の見通し 上半期との比較では、客数増による売上改善が進むなかで仕入単価の上昇にも歯止めがかかり、業種によるバラツキがあるものの、若干ながら採算改善の傾向が見込まれている。

経営上の問題 事業採算面の問題に次いで人手不足に関する問題をあげる回答が上位を占める。前者に関するものでは、「仕入(外注)単価の上昇」、「売上(取引)件数(個数)の減少」、「売上単価の低下・上昇難」の順に指摘されている。後者については、「従業員(含パート等)の確保難」、「熟練技術者(販売員)の確保難」があげられている。

お知らせ

税務署へ提出する申告書や申請書などには

マイナンバーの記載が
必要です!!

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告手続などには

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の提示または写しの添付

が必要です。

本人確認書類

マイナンバーカード(個人番号カード)を

●マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

●ご自宅などからe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

●通知カード

●住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限りです。)

などのうちいずれか1つ

身元確認書類

記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類

●運転免許証

●パスポート

●在留カード

●公的医療保険の被保険者証

●身体障害者手帳

などのうちいずれか1つ

最新情報は、国税庁ホームページ

「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

司法書士による無料相談会

～毎月第4水曜日 開催中(要予約)～
次回 2月27日(水) 15:00～17:00

(相談時間は60分を限度とします)

会場 調布市商工会館
講師 東京司法書士会
調布支部所属司法書士
内容 登記・少額訴訟
会社設立その他
対象 調布市内で事業を営んでいる方(創業予定含む)
※書類作成や実際の登記の手続はいたしません。



社会保険労務士による無料相談会

～毎月第2水曜日 開催中(要予約)～
次回 3月13日(水) 14:00～15:50

(相談時間は50分を限度とします
午後2時～午後3時～ 各回先着2組まで)

会場 調布市商工会館
講師 東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属社会保険労務士(総務・人事サポート調布)
内容 就業規則作成のしかた、人事に関するトラブル
社会保険・労働保険に関すること
対象 調布市内で事業を営んでいる方(創業予定含む)
※書類作成や手続の代行はいたしません。



新人社員研修会開催

毎年恒例となっております『新人社員研修』を今年も開催いたします! 人材育成コンサルタントとして大手企業での実績豊富な講師をお招きし、丁寧でわかりやすく説明します。内容は、『ビジネスマナーの基本』と『ビジネスコミュニケーション』に重点をおいた新入社員に欠かせないものです。是非、この研修を新人社員教育の場としてご活用下さい!

日時 平成31年4月10日(水)～12日(金)
6月14日(金)
午前10時～午後4時
会場 調布市商工会 3階 会議室
講師 (株)サクセスロード経営研究所
顧問コンサルタント
岩瀬 有紀 氏
受講料 1万円(1名につき)



研修の様子

飲食店の数字の基礎セミナー

さらば「どんぶり勘定」儲かるためにはココを押さえろ!
飲食店の経営者が苦手とするのが「数字」です。しかし、お店がダメになる大きな原因の一つが「どんぶり勘定」であり、避けて通るわけにはいきません。本セミナーでは難しい理屈ではなく、図を用いて視覚的に分かりやすく説明します。また、事例を交えて、利益が出るためのポイントや具体的な対策まで説明します。

日時 平成31年3月4日(月) 14:00～17:00
会場 市民プラザあくろす あくろすホール
定員 30名 ※定員になり次第締め切らせていただきます。
参加費 無料
セミナー講師 中小企業診断士 河野 祐治氏
申込み・お問合せ たましん法人総合サービスBOB事務局まで
FAXにてお申込みください。
TEL:042-526-7730 FAX:042-526-7793